

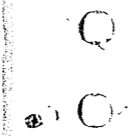
# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還請求権全般

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 補償要求, 沖縄住民対米請求問題, 在京米国大使館 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696</a>

(6) 沖繩請求權關係各省會議

(昭和46年4月1日)



極秘  
無期限  
4号

条約局長

北米一課長 条約課長 法規課長

沖縄の請求権問題に関する関係省庁間  
打ち合せメモ

46.4.1

条規鈴木

1 沖縄の請求権問題に関する対米交渉の現状及び

今後の見通しを外務省側より説明し、関係省庁に対し対応

国内策の検討方を要請するための打ち合せ会は、大蔵、法務

農林、外務、施設、対策、水産、林野の8省庁及び内閣

法制局の参加の下に4月1日午前外務省で開催された。

2 同打ち合せ会においては、参考資料として先に条約

局にて作成した「沖縄のいわゆる請求権問題に関する基本的

事実関係」を配布の上、先づ、米北一長より、米側議会

GA-6

外務省

10月24日

○

○

○

○

20

手続との関係から今後の協定交渉のスケジュール及び予想

される協定の事項別構成を簡単に説明(協定の具体的

案文は未だ存在せぬ旨説明)し、次いで、米北一長及び

条長より、請求権問題に関する対米交渉の見通しを

樂觀を許さぬものである旨強調するとともに、対応国

内策の検討方関係省庁に強く要請した。(関係省庁側

からは直ちに具体的な反応はなかったが、この点については

本件打ち合せ会を足掛りとして、今後とも随時督促する

ものと思われる。) なお、条長より、作為、不作為の知力承

認に関する規定挿入の可否についても関係省庁に検討方

要請し、この点の回答は4月8日迄に外務省宛行をせよ

GA-6

外務省

○

○

○

○

○

○

こととなった。また本件打ち合せ会の主題に関連し、(イ) 復帰後の米側に対する請求処理手続の性格、(ロ) 米側の旧国庫有財産処分権及び埋立地処分の可否、(ハ) 琉球政府の権利義務の引き継ぎ及び(ニ) 復帰後再提供される軍用地の復元補償義務の肩代りの性格 — これが請求権放棄の結果なのか、彼等の義務の見合いに着目して行われる政策的決定なのか等の問題が提起され、これらは別途協議することとなった。

3. 本件打ち合せ会の討議の要旨は上記の通り  
 なるも、詳細は下記発言録に於ける。(出席者リスト別紙)



記

[Redacted text block]

(千葉課長) 請求権条項は、奄美、小笠原両返還協定はもとより、桑港条約や、欧州の戦後処理条約にもすべて含まれており、今回の沖縄返還協定にも当然含まれることになり、米側は、この種の協定では、本来請求権は放棄されるべきものだという観念から出発しているのみならず、講和前補償の支払等必要な措置は施政期間中に既に講じている

というのが基本的立場である。他方、わが方としては、講和  
 前補償等米施政期間中の米側の措置にも振り返って見れば  
 種々洩れがあることに鑑み、これらの落穂拾いをして  
 できるだけ住民を満足せしめるような措置を米側が講じ  
 ようと鋭意働きかけを行つて来た次第である。しかし、前述の  
 如き米側の基本姿勢もあり、また、この面の新たな支出につき  
 米側議会の承認を得ることの困難性もあって、請求権  
 問題に關する対米交渉の見通しと云ふことになると、非常  
 卒直にいつて、optimisticには有り得ないといふのが実情  
 である。もっとも、全く手が打ちが無いわけではなく、在京米  
 大使館関係者に関する限り、講和前復元補償洩れ

(1950年6月30日以前に形質変更を受へ、1961年7月1日以降に  
 解放された軍用地の復元補償)及び海没地補償について  
 は、理解を示しているが、これとて、見舞金の財源につき  
 目金が立たないようである。対米交渉の経緯と見通しは  
 以上の通りであるが、現地住民のことを考えれば、米側から  
 見舞金を取れなかったといふことだけでは済まないと思われ  
 るので、かかる場合の国内対応策につき、関係省庁にて  
 早急に検討してもらいたい。  
 (戸塚課長) 千葉課長の冒頭説明中、予想される協定の事項  
 別構成に資産引継ぎが挙げられていたのは、  
 これが協定事項でないとの意味が、

(千葉課長) 未だ固っていないが、私見としては資産引き継ぎもやはり何等かの形で書面の合意を要するのではないか  
と考えている。意識的に落したわけではない。

(戸塚課長) 資産引き継ぎについては、米軍基地の外にあるものだけが対象に存するのか、それとも、沖縄にある一切の資産が施政権の移転とともに日本に移り、その一部(施設区域外のもの)についてのみ買取るということになるのか。先般、条約局長より、沖縄の資産は施政権の移転に伴い全部日本側に移るとの説明があったが、この点如何。

(中島課長) この点は、本日の議題でもないもので、いずれ別の機会に譲りたい。本題に戻り、請求権問題に関する

対米交渉の見通しが楽観し得ることは既に千葉課長より説明した通りであるが、同課長の説明を補正しつつ内容を分類して説明すれば次の通りである。

- (1) 復帰後施設区域として再提供される軍用地の復元補償は、わが方にて負担しようではないかと考えている。
- SOFA第4条に基づく日米の義務が見合っているとの前提に立てば、これらの軍用地が、あたかも当初からSOFA第4条の下に置かれた如くして、復元補償及び地上物件の帰属を処理しても、彼等の義務の見合という点からは問題ないということである。当然のことながら、米側としては、この方式には別段異義を

唱されている。もっとも、この方式をとる場合には

施設庁が復帰後の再提供に関し地主との間で

締結する契約において、1950年6月30日以前の形質

変更についても復元補償義務を負うこととなること

の点につき、何等かの立法措置を要するもの点に

ついては、別念施設庁で検討してもらいたい。

1 (1)

(2) 次に、現地法令上、救済手続があるが、これに

基づく請求事業の現実の処理が復帰後に済んで

いないという点については、復帰後も米側がこれ

をかえて処理するとのラインで、米側と折衝して

いる。具体的には、外賠法関係請求事業 布令26号

に基づく復元補償(復帰前に解放され、補償支払が

復帰後になるもの)及び土地裁判所に係属中の訴

原事業がこれに含まれると考えている。なお、この

種の請求<sup>等</sup>については、その処理責任が一応米側に

あるという点であり、米側による処理の結果が零回答

という場合も大いに予想され、これでは現地がお

まらなてあつたら、かかる場合の国内対応策につ

ては、関係省庁にて予め検討しておかぬ。(以上

の如き処理手続については、米側との間で何等か

の形で文書を作成する必要もあるかも知れず、この

点目下検討中である)

(3)最後に、以上(1)及び(2)のいずれにも含まれていないものが  
 ある。これらについては、既に千葉課長より説明し  
 通り、復帰前に実質を解決しおくべく、米側と  
 鋭意折衝中である。米側は未だこれが解決を  
 約束に至っていない。講和前後元補償減水及び  
 海没地補償については、米側は理解はするが  
 金がないというのが実情である。特に、講和前  
 補償の際、これにて全部終了を旨米議会にて  
 コミットしている事情もあり、米側も苦慮してい  
 る模様である。これらの他に、講和前人身補償  
 減水、通損補償、入会補償、漬水地補償等が

あるが、これらについては、米側としては、到底自分達  
 に処理責任があるとは思われないとの感触で  
 あり、米側としては、施政期間中に打つ手は打って置  
 いたのに、今になって施政の基本姿勢を覆されるのは  
 困ると云っている次第であって、総じて、米側による  
 処理の見通しはないと云える。米側が処理せぬ  
 場合は、当然に日本政府としてはどうするのかとい  
 うことになるから、この点関係省庁にて検討しても  
 ない。  
 (戸塚課長) 関係省庁の検討というのは如何なるテンポで  
 進めるべきか、各省庁は本日の話を持ち帰って検討の上



結果を外務省に持ち寄り、対米交渉に乗せてもらう

ことになるのか。

(千葉課長) 米側とは既に説明のラインで折衝中であ

り、今後ともこの面の努力は続けるが各省庁の

持ち寄りをもとに新に対米交渉に乗せるという段階

ではない。

(戸塚課長) 対米交渉が駄目な場合を覚悟しな

うのか。

(中島課長) 日米間の政府も金を出さなければならぬ性質

の問題などの論理構成を固め現地や国会に対応

する事も一案だろうし、日本政府が住民の福祉を有

えて見舞金を支払うというのも一案だろう。対策は

問題により色々分れるようだが、要するにその辺の腹を

固めてもらうという事だ。

(枇杷田課長) 既に議論し尽くされた問題かも知れないが

平和条約第19条(a)に基づく請求権放棄に付沖縄

も含まれると考えてよい。

(戸塚課長) 仕方がないのではないかと

（国固有のものは別として）

(枇杷田課長) 請求権の放棄は外交保護権の放棄と

解してよい。法務省としては、そう解釈しているか。

裁判所は必ずしもこれを認めていない。

(中島課長) 外交保護権の放棄という事で行くのか

（内閣審判部）  
取  
り  
上  
げ

外務省は当初 <sup>藤原様</sup> かかる見解をとっていたが  
 法務省、大蔵省等の意見に押され、日韓諸条約  
 の段階で政府の見解は既にこのラインで明確  
 にされている。個人的には疑問を感じるし、いざし  
 らでも、現実の問題としては、実態の手当が十分な  
 水ぬ限り、かかる一片の法律論のみでは防戦し切  
 らない。

どう  
 なる  
 かが  
 抱  
 め  
 る  
 内  
 容  
 が  
 あり  
 か

(戸塚課長) 外務省側より配布された資料には旧国  
 県有地貸付収入につき生じ得べきものが国の請求  
 権が争われていない。請求権が存在する  
 十分な資料がないので、分らないが、後日、国会等

説明の必要もあつたので、実態を解明しておく必要が  
 ある。現地の大蔵出身者が米側に当たっている  
 もの、種々限界あり困っている。

(中島課長) この点については大蔵からの出向者が  
 必要で資料をリストアップの上、米側に要求する  
 段取りになっていると了解している。

(戸塚課長) 大蔵出向者のみでは無理な面がある。

(中島課長) 外務省としても協力の用意がある。

(林野庁篠原課長補佐) 米軍が演習に使用している  
 旧国県有林野は約100ヘクタールに達し、その使用  
 料は支払われているが、55億円ほどに達している

管である。また、米軍が立木を伐採し売却し  
得た収入は52,000ドルに達し、そのうち21,000  
ドルは琉政に還付されたが、残りの31,000ドル  
は還付されていない。

(戸塚課長) 本土では米軍の国有林野使用は無償  
ではないか。(この点については、同課森田補佐より  
会計上の計理上は有償となっている旨訂正あり。)

米側の旧国県有地使用につき、米軍が自分で使う  
のであれば、使用料を要求しなくてはならないと管財  
あたりで言っていたように記憶している。

(中島課長) 平和条約第3条に鑑み、施政権者の  
GA-6 外務省

旧国県有財産の真正使用は当然認めらるべき

(戸塚課長) 例えば、旧国県有地を売却してランパー  
の交際費に当てるといふようなことは認められ  
ない。

(中島課長) 施政権者におり自己使用以外一歩も  
出さないとはいえないのではないか。

(枇杷田課長) 旧国県有財産の処分権の問題は平和  
条約第3条に基づく施政権の性格如何という問  
題ではなく、むしろ、布告7号の vest の効力の問  
題ではないか。施政権のみに根拠を求めると

旧国県有地の管理は説明し得るのではないか。  
GA-6 外務省

(戸塚課長) 管財が米側と現地調査の際接触

した感じでは、米側も旧国県有地の処分権まで

有していることを認めていた模様である。

(対策庁渡辺参事官) 請求権の実態把握について

対策庁としても情報不足の感があった。対米交渉

の現状及び見通しについては、関係省庁にも

少し詳しく inform してあると思っていた。対応策

につき調整するとしても、急を詰という感じがあるが

タイミング如何。

(米北1佐藤事務官) 対米交渉の進捗状況との

兼ね合いもあるので、1週間を以て10日位の間

何等かの反応と得たい。

(中島課長) 国の請求権の問題は別途詰める必要

がある。住民の請求については、外務省としては  
突進把握上の限界があり、特に他省庁の事務的対応が停みかつか  
米北において(文部省からは誘致費の項目と米北一助費を以て5.25%)

対米交渉に全力を尽して来たが、矢尽き刀折れ

た感がある。対米交渉の終局を思之んとする

に当り、米側から何も取れぬ場合の国内対応

策につき至急検討してもらいたいという事だ。

(戸塚課長) 復帰後の施設区域再提供のための地主

との契約については、本来ならば復帰時の原状への

回復義務が規定される筈のところ、外務省側説明

の方式にすれば、復帰前の形質変更につき米側が

可成り得る。現地の事情を以て

負っていた原状回復義務をも米国に代って背負い  
 込むことになる。これは、対米請求権放棄の結果  
 として背負い込むものと解すべきか。  
 (中島課長) SOFAが4条が復帰前から適用ある  
 ものと見ると、どうなる規定は必要かも知れ  
 ない。  
 (枇杷田課長) 布令20号の下では琉球が地主に對  
 し復元補償義務を負っており、琉球の権利義務  
 一般を我が国が引き継げば、この義務は日本  
 政府の義務になる。日米両国間では請求権  
 放棄があるから結局、日本政府が最終的に背負い

込むことになるということではないか。また、現地住民の  
 請求については、厳密な意味での法的権利が否かは別  
 として、従来対米交渉を通じ善処を鋭意仰りかけて  
 来ることが矢張り折れた感ある趣である。この問題は  
 もともと、日本政府、米政府、現地住民の3者中誰か  
 泣くかというだけの問題であるところ、対米交渉が外務  
 省側説明の通りとすれば、あとは日本政府が泣くか  
 現地住民が泣くかという問題であり、現地住民を泣  
 かせられないとすれば、日本政府、この場合には大蔵  
 省が泣くほかないことになる。  
 (戸塚課長) 復帰後再提供される軍用地の復元補償

わが方が負担論拠としては、米側から色々たて  
 もらう物もあるので、政策的判断によりわが方が負  
 担することにしたという説明がよいのではないか。請求  
 権の放棄により説明するとしても、この種の潜在的な  
 請求権は本来放棄し得るのではないか。いずれに  
 せよ、たとえ潜在的であるとしても、他人の債務を日本  
 政府が肩代りするといふことであれば、憲法第85条に  
 照らし、条約事項でないことも法律事項ではあらず。  
 (鐘江次長) 復帰後の施設区域再提供に関する地主  
 との契約において、復帰前の形質変更に関する原状回復  
 を約束し得るのではないか。施設庁としては、施設区域

提供事務は返上したい。現地住民に泣けといふので  
 あれば、全然話しに存する。  
 (中島課長) 矢尽き刀折れたといふ事については新聞等  
 に対する考慮もあるので、十分内密にしておく。  
 (戸塚課長) 米側が補償のための財源確保の観点  
 から、米側の造成した埋立地を売却して金をつくら  
 といふ話があったが、この話はどうなのか。  
 (枇杷田課長) 法務省としては疑問ありと思っているが、  
 この話はいずれ別の機会に協議したい。  
 (系参事官) 布告第7号は旧国県有地の処分権まで  
 認められたものではないのではないか。現にかかる処分は

これは、この前述べた口内は、お礼を兼ねて、検討して貰いたいという事であり、交渉の経過については

行なわれているかと思ふ。

(戸塚課長) 処分した旧国県有地もある。わが方としては

従来、日本側の同意を以て処分してもらっては困ると云って

いるが、先方の照会に対しわが方で売却してもよいと

のサインを出したものは売却している。

(枇杷田課長) 布告7号に基づく財産管理の下において

管理財産を売却することは認められようが売却代金の

保管が要求されるという事ではないか。例えば、米側

造成の埋立地を100万ドルで売却した場合もその

の埋立費用が70万ドルであったとすれば、米側が売却

代金の中から、この70万ドルを差し引くことは認められ

残りの30万ドルを保管するという事になるが、これは

現地住民の補償に充てることは認められるのではないかと

(林野庁篠原課長補佐) 外務省側作成の資料によれば

は、入会補償については「基本的データなし」となっている

が、林野庁として更に調査すべきか。

(中島課長) 対米交渉との関係では既に説明した

通りであり、現段階でこれを新たにフォローし得る

とは思われないが、国内対応策検討の一環として

あるいは、国会説明用として有り、更に調査することが

適当と判断するところを、先方措置を以てよろらざる

望まれない限り、いづれにしても、入会の実態が簡単に

(系参事官) 対米交渉に当って、現地住民の請求は、これを法的な権利であるというのではなく、むしろ政治的や人道的な問題として提起しているとして了解して差し支えないか。

(中島課長) だいたいそういうことだ。

(系参事官) 然りとすれば、仮に請求権放棄といふことになっても、もともと権利として存在してはいた以上、国内的に見ても法律論にはなならないと考へてゐるが、  
対米交渉上と対内関係上と見れば相違があることは思ふが、

(中島課長) 当方は国内法の専門家ではないので、  
(とやかくい) といはれなく、口問的に行  
 ずいぶん関係省庁で検討してもらつた。復元

補償及び海没地補償以外の零回答と考へておつて  
 GA-6 外務省

差し支えなく、かかる前提で国内対応策を説明振りを検討してもらつた。

(大蔵省法規課 森田補佐) 現に救済手続のあるものにつき、復帰後の処理手続を合意するといふ場合、この手続がいかなる性格のものかを詰める必要があるのではないか。

(中島課長) 是非協議した。

(戸塚課長) 鳩山主計局長は、請求権の問題を協定に書く必要がなく、pending is pending ではないかと考へておつた。

(中島課長) 米側はそれでは済まない。なお、種々  
 GA-6 外務省



検討方依頼せる案件中、漁業補償問題は特に  
 頭痛の種であり、既に水産庁、農林省等には検討方  
 依頼済みなるも、この機会に重ねてお願いする。  
 また、いわゆる作為、不作為の効力承認については  
 小笠原返還協定に規定があるところ、同様の規定を  
 今回も協定に盛り込むというのが米側の意向である。  
 この種の規定は、元来確認的なものであり、外務省  
 としては、これを盛り込むことに特に問題は無いと考えて  
 いるが、念のため、関係省庁にてこの点を早急に検討  
 の上、結論を4月8日迄に知りせてもらいたい。

別紙

出席者リスト

大蔵省主計局法規課	戸塚 課長
	森田 補佐
	鈴木 事務官
官房審議官室	岡島 参事官
法務省 民事局才三課	枇杷田 課長
才五課	奥村 専門職
内閣法制局	系 参事官
	河合 参事官補
	野見山 参事官補
施設庁	鐘ヶ江 次長
	銅崎 調停官
	権石 施設調査官
	鳥羽 課長補佐
対策庁 調整部	渡辺 参事官
総務部 総務課	小玉 課長
農林省 官房沖縄対策室	安達 事務官
水産庁 官房調査	竹原 調査官
総務課	前田 事務官
林野庁 管理課	篠原 補佐
GA-6 林政課	芝田 補佐

外務省

外務省 アメリカ局北米一課 千葉 課長

	佐藤 事務官
	有地 事務官
条約局 条約課	中島 課長
	有馬 事務官
	浅井 事務官
法規課	鈴木
米子	也 不 記

GA-6

外務省